

活動方針(案)

～ハローワークの地方移管について～

平成27年11月9日

地方分権推進特別委員会

○住民にとってより良い雇用労働行政サービスを提供していくため、引き続きハローワークの地方移管の早期実現を求めていく。

- 全国知事会は平成22年以来、ハローワークの地方移管を提案し、その早期実現を強く求めてきた。

＜地方移管のメリット＞

- ・就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができること
- ・生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できること
- ・身近な場所で継続的な支援ができること
- ・企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用対策の展開ができること

- 厚生労働省を中心として経団連・連合も含め、ILO条約に違反する可能性があることなどを理由にハローワークの地方移管に対して強く抵抗している。

＜理由＞

- ・雇用保険の財政責任と運営責任の不一致
- ・職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる
- ・全国一斉の雇用対策が講じられなくなる
- ・ILO条約を守ることができなくなる

- 一方で、知事会が行ったハローワーク特区等の成果と課題の検証結果を見ても、地方の取り組みが福祉政策、産業政策などの面で有効であることが証明された。

〔 従来、求職者が都道府県等の生活資金・住居・子育て支援・福祉等のサービス提供窓口とハローワークの間を行き来しなければならなかったが、一体的実施等により、求職者は求職・就職を契機として、職業紹介だけでなく、生活資金・住居・子育て支援・福祉等の必要な支援に幅広くアクセスできるようになっている。〕

- 実を取るための戦略として現実的な対応を容認することも並行して検討する必要がある。

- ・地方版ハローワークの創設
 - ・ハローワークに対する知事の関与の強化
 - ・特区制度の全国展開
- など